（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理者	塩釜市第一漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成26年 3月	直営		
平成26年 4月 ～ 平成29年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)	
所　在　地	塩竈市字越の浦地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　造	
	内　容	(泊地)延長428メートル、幅12.5メートル
開　館　（　所　）　日	通年	
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	29 人	30 人	29 人	100.0%	96.7%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
プレジャーボート係留	29 人	30 人	29 人	100.0%	96.7%
合　　計	29 人	30 人	29 人	100.0%	96.7%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	932	946	949	101.8%	100.3%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	932	946	949	101.8%	100.3%

(2) 支出

人件費	482	313	319	66.2%	101.9%
施設管理費	450	633	630	140.0%	99.5%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	932	946	949	101.8%	100.3%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	点検業務時や利用者からの修繕依頼で早急に対応している。	点検業務時の確認及び利用者からの依頼で早急に修繕対応し適切に管理運営している。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり。	上記「5.管理運営収支実績」のとおり。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	支所職員で管理運営にあたり、施設の修繕は設備のある漁船を所有している組合員に依頼している。	支所職員で管理運営にあたり、施設の修繕は設備のある漁船を所有している組合員に依頼して管理、修繕を行い適切に管理運営している。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　2 人　非正規　2 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	指定施設の申請受付、使用料徴収等を適切に行っている。設備、施設維持管理及び使用料の管理を行い、使用料が発生した際には、徴収台帳への記入、関係機関へ報告している。	指定施設の申請受付、使用料徴収等を適切に行っている。設備、施設維持管理及び使用料の管理を行い、使用料が発生した際には、徴収台帳への記入、期日までに関係機関へ報告し適切に管理運営している。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり。	上記「4.施設利用実績」のとおり。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	利用者の駐車スペースの確保、整備及び365日24時間利用できるように地元組合員にも事故等の情報の提供を依頼している。	利用者の駐車スペースの確保、整備及び365日24時間利用できるように地元組合員にも事故等の情報の提供を依頼し適切に管理運営している。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	点検業務時や申請での来所時に要望等の把握に努めている。	点検業務時や申請での来所時に要望等の把握に努め適切に管理運営している。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	新規利用者は予備登録の順番で利用者に案内している。	新規利用希望者は受付の順番で案内し適切に管理運営している。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	事故等の際、地元組合員21人を含む支所組合員34人の協力をお願いしている。	事故等の際、地元組合員21人を含む支所組合員34人の協力をお願いし適切に管理運営している。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	個人情報は、支所事務所から持ち出さず、管理にあたる職員にも徹底周知している。	個人情報は、支所事務所から持ち出さず、管理にあたる職員にも徹底周知し適切に管理運営している。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総 合 評 価			適切に管理運営している。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	今後も計画のとおりに管理運営に努める。	適正な施設管理がされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。